

介護保険住宅改修の手引き

1 対象者

○要支援 1～2・要介護 1～5 と認定された方

(注) (1) 要支援・要介護認定の申請前、要介護認定有効期間外に住宅改修を行った場合は保険給付対象外となります。

(2) 要支援・要介護認定申請中に住宅改修を申請した場合は、認定結果がおりてからの支給となります。認定結果が非該当になってしまった場合は支給されません。

○申請時に入院・入所している場合は、退院・退所の見込みがたっていること。

※支払方法は償還払いが原則

○申請前に担当のケアマネージャーまたは、地域包括支援センターの職員に相談していること。

2 対象となる住宅

被保険者が実際に居住している住民票上の住宅

※被保険者証に記載されている住所

3 対象となる住宅改修の種類

(1) 手すりの取り付け

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止、移動または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事が対象となります。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。

(2) 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差解消や玄関から道路までの通路等の段差や傾斜を解消するためのもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事等が対象になります。

なお、取付工事で固定しないスロープや浴室内すのこは対象外です。また、昇降機、リフト、段差解消機等、動力により段差を解消する機器を設置する工事も対象外となります。

(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室における畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更、浴室における床材の滑りにくいものへの変更、通路面における滑りにくい舗装材への変更等が対象となります。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉の撤去等も工事の対象となります。

ただし、引き戸等への扉の取替えに合わせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置費用は保険給付の対象になりません。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事や既存の便器の位置や向きを変更する工事が対象になります。また、和式便器から暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は対象になりません。

(6) 上記の改修に付帯して必要となる住宅改修

- ①手すりの取り付け・・・手すり取付けのための壁の下地補強
- ②段差の解消・・・浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③床または通路面の材料変更・・・床材の変更のための下地補強や根太の補強、または通路面の材料の変更のための路盤の整備
- ④扉の取替え・・・扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事
- ⑤便器の取替え・・・便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）、床材の変更

4 事前申請

要支援・要介護者の心身の状況と住宅の状況等から判断して、住宅改修が必要と認められる場合に保険給付の対象となります。

住宅改修費の支給を受けるためには、工事を行う前に申請をする必要があります。

工事を始めた後に申請を行った場合は支給されません。

事前申請の書類の審査及び現地調査を行い、工事承認決定通知書を受け取ってから工事に着工していただきますので、余裕をもって申請してください。

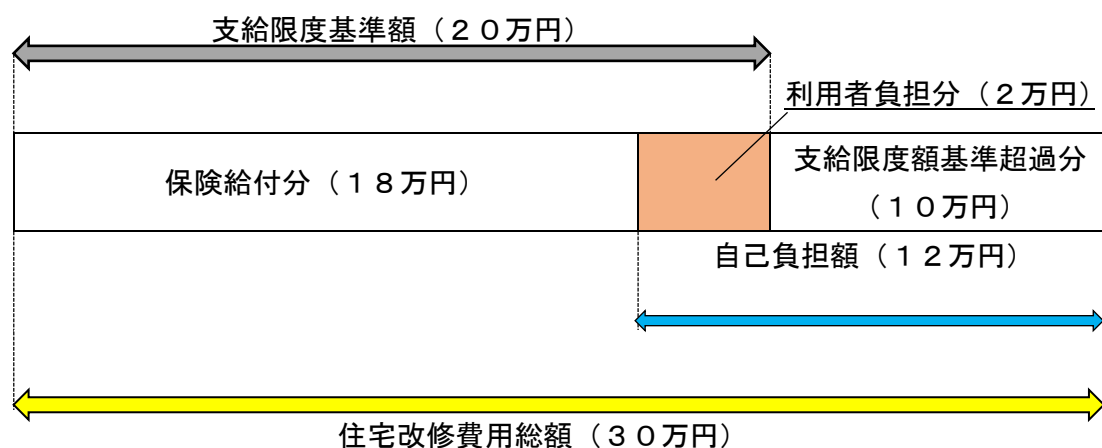
5 支給限度基準額

(1) 支給限度基準額（利用限度額）

被保険者1人に対する住宅改修の支給限度基準額（利用限度額）は、要介護状態の区分に関わらず20万円となっています。消費税等を含む20万円までの費用について、申請者（被保険者）の負担割合（1割・2割・3割）に応じて、9割または8割または7割分を住宅改修費として保険給付します。

1回の改修で使いきらず、数回に分けて利用することも可能です。また、支給限度基準額を超える改修工事を実施することもできますが、20万円を超えた部分は全額自己負担になります。

< 30万円の住宅改修を行った場合（負担割合1割のケース） >



（2）支給限度基準額の例外措置

前述のとおり、住宅改修費の支給限度基準額（利用限度額）は20万円となっているため、20万円までの住宅改修を行った場合には、一定期間が経過してもさらに介護保険での住宅改修を行うことはできません。

しかし、要介護状態が著しく重くなった場合や転居した場合には、「支給限度基準額の例外」として、それまでの利用額をリセットして、改めて20万円までの住宅改修を行うことができます。

①要介護状態が著しく重くなった場合の例外（3段階リセット）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日における要介護状態区分を基準として、下記のように「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合、再度20万円までの住宅改修を行うことができます（リセット前の残額は持ち越されません）。

なお、「3段階リセット」は、同一住宅・同一被保険者について1回しか適用されません。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分 (3段階リセットが適用される区分)
要支援1 (第1段階)	要介護3 (第4段階)、要介護4 (第5段階)、 要介護5 (第6段階)
要支援2 及び 要介護1 (第2段階)	要介護4 (第5段階)、要介護5 (第6段階)
要介護2 (第3段階)	要介護5 (第6段階)

※ () 内は「介護の必要の程度」の段階

※要支援2と要介護1の「介護の必要の程度」の段階は、同じ「第2段階」になりますので、ご注意ください。

②転居した場合の例外（転居リセット）

支給限度基準額（利用者限度額）の管理は現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には転居後の住宅について、改めて20万円までの住宅改修を行うことができます（リセット前の残額は持ち越されません）。

なお、転居していても、住民登録が異動されていない場合は転居とみなしません。

また、同住所地で行った建て替えについても、住民登録の異動を伴わないため、リセットにはなりません。

6 償還払いと受領委任払い

介護保険法上では、償還払いの方法が原則となります。

(1) 償還払い

改修費用の全額を一旦改修業者に支払い、その後に町に申請を行うことにより、保険給付分（負担割合により9割・8割・7割）の支給を受けることになります。

(2) 委任払い

改修費用のうち自己負担分（負担割合により1割・2割・3割）のみを改修業者に支払い、保険給付分（負担割合により9割・8割・7割）については、町が直接改修業者に支給することになります。

ただし、介護保険料の滞納がある場合は受領委任払いを利用することができません。

7 支給申請の手続き

住宅改修費の支給を受けるためには、「4 事前申請」に記載のとおり、町の審査を経て行う必要がありますので、必ず担当のケアマネージャー等に相談してください。

①事前相談
担当のケアマネージャーに相談し、「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼します。
②施工業者との打ち合わせ
施工業者を選定し、見積書等申請に必要な書類の作成を依頼します。
③事前申請
保険給付費の支払方法を選択の上、必要な書類一式を提出します。ケアマネージャー等が代行します。
④改修内容の確認・審査
提出された書類に基づき、受給資格や利用限度額、保険給付の対象となる改修かどうか等について確認・審査を行います。受領委任払いについては、「介護保険住宅改修費受領委任払い承認決定通知書」、償還払いについては、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請の事前審査における内容確認について」を送付します。 <u>なお、必要に応じ、事前の現地調査を実施することがあります。</u>
⑤施工業者に工事の依頼をし実施する
町から送付された通知をケアマネージャー等及び施工業者に提示した上で、改修工事を依頼し実施します。
⑥工事代金を支払う
改修工事終了後、施工業者の請求に基づいて代金を支払い、領収書を受領します。なお、償還払いの場合は全額、受領委任払いの場合は負担割合に応じた額を支払います。
⑦住宅改修完了報告書を提出する
必要な書類一式を提出します。ケアマネージャー等が代行します。
⑧改修後の内容の確認・審査および支給決定
⑦で提出された書類確認・審査を行い、保険給付費の支給決定を行います。
⑨支給決定通知書を送付し、指定の口座に保険給付費を振込む
支給決定に基づき、支給決定通知書を送付します。受領委任払いの場合には、施工業者にも支給決定通知書を送付します。振込日は支給決定通知書送付月の２０日（土日祝日の場合は前営業日）となります。

8 申請に必要な書類

改修工事着工前の手続き	備 考
①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書	受領委任払い用 償還払い用
②住宅改修が必要な理由書	担当のケアマネージャーが作成
③介護保険住宅改修費受領委任払い同意書	受領委任払いのみ
④見積書（工事費内訳書を含む）	改修場所や改修部分ごとに材料費、施工費、諸経費等に分けて記載
⑤住宅改修の予定の状況が確認できる書類（平面図・写真等）	平面図、撮影日の入った改修前の写真
⑥所有者の承諾書	住宅所有者が被保険者と異なる場合
改修工事完了後の手続き	備 考
①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完了報告書	受領委任払い用 償還払い用
②請求書	受領委任払い用 償還払い用
③委任状	償還払いの場合で本人（被保険者）以外の口座に振込みを希望する場合
④工事費内訳書	改修場所や改修部分ごとに材料費、施工費、諸経費等に分けて記載
⑤領収書 ※被保険者宛	コピー可
⑥工事完了後の写真（改修後の撮影日のある写真）	改修前に撮影した写真と同じアングルで撮影。撮影日の入った改修後の写真

9 申請にあたっての留意事項

（１）保険給付を受けられないケース

- ①新築及び増築
- ②一時的に身を寄せている住宅改修
住民登録がない住宅の改修は支給対象外
- ③老朽化を理由とする住宅改修

(2) 注意を要する事例

①一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

一つの住宅に同時に複数の被保険者に係る住宅改修を行う場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないよう調整のうえ申請を行ってください。

②保険給付対象外の工事を併せて実施する場合

保険給付対象部分の抽出・按分等、適切な方法により対象となる使用部材や工事費用が算出できる場合は支給対象となります。

③自分や家族が改修を行う場合

被保険者自身または家族が改修を行う場合は、材料費のみが支給対象となります。

④改修工事中に改修内容が変更になる場合

やむを得ない理由により工事の内容を変更する場合は、町へ連絡してください。

例えば、手すり設置の工事において、取付位置の変更や下地との関係で材料を追加・変更したことで、承認した改修内容に変更が発生する場合は、理由書や図面等の再提出を依頼することもありますので、必ず町に連絡してください。改修業者の判断で工事を進めてしまった場合は、保険給付ができないこともありますのでご注意ください。